

業務部速報

No. 104

発行 17. 4. 22

JR東労組 業務部

本部・本社間

36協定締結

わたしたちの要求を貫徹！！

日及び月間
について

2017年5月1日から
10月31日まで

締結期間は6ヶ月

本日、本部・本社間の36協定を締結しました。締結にあたり、申9号及び申18号の議事録確認を締結しました。また、協定の締結期間について、会社は8月からの1年締結にこだわる姿勢を見せましたが、本社において36協定違反が発生し、複数の箇所でも労基署の指導を受けていることに踏まえて、申し入れのとおり6ヶ月の締結期間となりました。なお、年間協定に関しては、対象人数・職場の整合性をとるため5月1日からの1年間として再締結しました。

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び
公休日の労働に関する協定」に関する申し入れに関する議事録確認

JR東労組申9号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れ（平成29年1月9日付）及び申18号「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」に関する申し入れ（平成29年4月18日付）」に関する議事録確認

東日本旅客鉄道株式会社
人事担当部長 雨宮 慎
東日本旅客鉄道労働組合
企画組織部長 申 甲 弘

「別紙」
申9号
（組合）全系統に常態化する要員不足が顕著な状況下においても正常な業務を遂行させる研修・出張は、業務の運営に必要な要員は確保し、実施しているものである。
（組合）平成22年度と平成27年度における時間外労働（平均）について明らかにすること。
（会社）この間、諸元データとして示してきたとおりであり、平成22年度と平成27年度ではそれぞれ、平成22年度は対象者が41,511人、平均の時間外労働が199分、平成27年度は対象者が37,146人、平均の時間外労働が209分と増加していることから時間外労働とともに、業務に精通した社員を確保し、任用の基盤を確保し、必要に応じて採用の規模を継続し、効率的な業務体制の構築と職場間のアンバランスを解消することで、余力ある体制を構築していくこと。
（会社）今後も業務の運営に必要な要員を確保していくうえでは、会社は時間外労働等の状況を踏まえ、業務実態を勘案したうえで、①業務調整（時期）や業務分担・現在

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく
公休日の労働に関する協定（日及び月間）」

東日本旅客鉄道株式会社（以下、「甲」という。）と東日本旅客鉄道労働組合（以下、「乙」という。）とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項の規定を踏まえ、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、協定する。

第2条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第3条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第4条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第5条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第6条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第7条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第8条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第9条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第10条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第11条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第12条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第13条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第14条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

第15条 甲は、1日8時間（ただし、時間外労働の時間を限る。）を限度として、時間外労働の時間を1日あたり2時間以内とし、1箇月における1日とは当該暦日とし、また、1箇月とは毎月1日

会社による時季変更権の乱発を許さない！
「労働安全」を確立するために
具体的に対応することを確認！
エルダー一本体雇用枠の拡大を含めた
適正要員の確保の重要性を確認！
「留保」の扱いにも
協約上も法律的にも
根拠が無いことを確認！

職場現実に基づいて検証運動を積み上げよう！